

令和3年4月

入札参加資格者各位

水道総務部管財課

電子入札参加時の注意点について（水道）

水道発注案件の電子入札に参加するにあたり、再度以下の事項につき確認していただくようお願いいたします。

○参加可能業種・参加可能業者について

案件名や条件を入札時に再度確認し、誤って参加することの無いようにしてください。

○添付書類について

電子入札参加申請書（システム添付用）と工事費内訳書（システム添付用）又は業務費内訳書（システム添付用）等を電子入札システム上の入札書に添付していただきます。この際、白紙の添付、日付誤り、所在地、商号又は名称、職及び氏名の誤りは無効となります。入札時に再度確認し、本市に届け出ているものと一致しているか確認してください。

名簿の情報は承認日時点のものでございますのでご注意ください。

○電子入札に使用できるＩＣカードについて

令和3年度より、水道事業のＩＣカードが使用できなくなります。電子入札に参加される場合は契約課及び下水道事業のカードで入札に参加してください。水道事業のＩＣカードで入札された場合は無効となりますのでご注意ください。

○入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）について

電子入札に参加できる者は、東大阪市の入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、システムにＩＣカード登録（利用者登録）をしている者であり、ＩＣカードの名義は、次のいずれかであることが必要です。ＩＣカード名義の誤りは無効となりますので充分ご注意ください。

ア 入札参加有資格者名簿に登録されている者の代表者（代表者）。

イ 代表者から入札、見積及び契約に関する権限について、入札参加有資格者名簿の有効期間を通じた委任状により委任を受けた者（受任者）。

入札行為が行われた場合、後で誤りが判明しても訂正できません。入札時に再度その他の事項につきましても、充分確認していただきますようお願いいたします。